

大学等及び社会教育における消費者教育の指針（概要）

資料2-1

消費者教育推進委員会（平成23年3月30日）

経緯

消費者基本法の改正（平成16年）

・「消費者の権利の尊重」「消費者の自立の支援」が基本理念に盛り込まれ、消費者教育に関する規定が充実。

消費者庁関連三法（平成21年）

・消費者庁関連三法の審議過程において、消費者安全法に消費者教育の規定が国及び地方公共団体の責務として盛り込まれる。
・三法案に対する付帯決議において、消費者教育の充実が求められた。

消費者基本計画（平成22年）

・「消費者の利益の擁護及び増進」、「消費者の権利の尊重及び自立の支援」を一層充実させるため、消費者政策の基本的方向として、「消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する消費者の充実」、その具体的施策の一つとして、「大学等及び社会教育における消費者教育の指針の作成」を記載。

背景

- 暮らしの土台そのものを揺るがす問題の発生
～ 食の安全・安心という消費生活の最も基本的な事項に対する消費者の信頼を揺るがす事件や高齢社会を迎えるに当たって高齢者の生活の基盤である資産を狙った悪質商法など
- インターネットや携帯電話の普及により、若い世代における消費者トラブルの急増

<平成22年度文部科学省委託調査「消費者教育に関する取組状況調査」>

○消費者問題に関する大学等の取組の現状

- ・消費者教育に関する教育（科目、ゼミ等）に尋ねたところ、「回答する科目がない」とした大学等は約半数。
- ・教職員に対する啓発・情報提供は、約7割の大学等において行われていない。
- ・消費者教育を推進する際の課題として、約3割強が「指導者や講師となる人材がいない」、約2割弱が「どのような取組をすればよいかわからない」と回答（複数回答による）。

○社会教育における消費者教育に関する教育委員会の取組の現状

- ・約3割弱の教育委員会が、社会教育における消費者教育に取り組んでいる。
- ・消費者教育を推進する際の課題として、「指導者や講師となる人材がいない」、「予算がない」、「どのような取組をすればよいかわからない」、「活用できる教材が少ない」の回答が約2割程度あげられた（複数回答による）。

社会状況に対応した、消費者への教育を推進するために参考となる指針が必要

大学等及び社会教育における消費者教育の指針

消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援するための教育の指針

(1) 大学等及び社会教育における消費者教育の目的と戦略を明確化

<消費者教育の目的>

- ① 消費に関する基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、これらを活用して、消費者被害等の危機回避能力、生活設計能力、問題解決能力をはぐくむ。
- ② 他者や社会とのかかわりにおいて意思決定し、よりよい社会を形成する主体として、経済活動に関して倫理観を持って責任ある行動をとれるようになる。
- ③ 消費を、持続可能な社会を実現するための重要な要素として認識し、持続可能な社会を目指してライフスタイルを工夫し、主体的に行動できるようにする。

<消費者教育の目的を達成するための戦略>

- (1) 生涯学習の一環として、消費者教育を学び続けることができる環境づくり
- (2) 学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、消費者教育の充実
- (3) 持続可能な社会づくりに向けた視点を取り入れた消費者教育の推進

(2) 消費者教育の推進に関する大学等及び社会教育の役割、効果的な教育の在り方等をとりまとめ

<大学等の役割から見た消費者教育の必要性>

- (1) 学生への生活支援
- (2) 自立した消費者及び職業人並びに消費生活に係る専門的人材の育成
- (3) 生涯学習拠点としての地域貢献
- (4) 大学組織の危機管理

<大学等における消費者教育の取組の方向性>

- ① 啓発・相談
- ② 教育・研究
- ③ 地域貢献
- ④ サークル・自主活動

【取組事例】

- ・明治大学（学生相談室による啓発及び法律相談）
- ・三重大学（替え歌等の能動的要素を加えた授業）

<社会教育の役割から見た消費者教育の必要性>

- (1) 自立した消費者の育成
- (2) 地域社会（コミュニティ）の基盤強化

<社会教育における消費者教育の取組の方向性>

- ① 消費者教育の担い手育成
- ② 総合的、継続的な学習機会の提供
- ③ アウトリーチによる学習機会の提供
※アウトリーチ＝手を伸ばす、差し伸べる

【取組事例】

- ・鳥取県（高等教育機関との連携による学習機会の提供）
- ・福岡県、地元企業（企業の地域貢献活動による啓発）
- ・香川県（市町教育委員会社会教育担当との連携）